

つむ  
紡ぐ感動神話となれ  
**日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ**

日向市実行委員会  
第2回宿泊衛生専門委員会

**【別冊】**



日時 令和8年1月9日（金）10時

会場 日向市中央公民館 第4研修室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
日向市実行委員会 第2回宿泊衛生専門委員会 別冊資料

目 次

1	宿泊衛生専門委員会委員名簿	.....	P 1
2	日向市実行委員会第2回総会における審議決定事項	.....	P 2
3	令和7年度事業計画・令和7年度収支予算	.....	P 3
4	日向市開催推進総合計画	.....	P 6
5	日向市実行委員会推進体制	.....	P 10
6	日向市実行委員会専門委員会規程	.....	P 11
7	日向市宿泊基本計画	.....	P 14
8	日向市医事衛生基本計画	.....	P 15
9	日向市医療救護要項	.....	P 16
10	日向市防疫対策要項	.....	P 18
11	日向市食品衛生対策要項	.....	P 19
12	日向市環境衛生対策要項	.....	P 21

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会  
宿泊衛生専門委員会委員名簿

令和8年1月現在

(敬称略・順不同)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
医療・福祉	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	事務局長	大石 真一	
	日向市・東臼杵郡歯科医師会	副会長	小林 桂一郎	
	一般社団法人日向市・東臼杵郡薬剤師会	副会長	日高 篤子	
	公益社団法人宮崎県看護協会	日向・東臼杵地区理事	富山 由美	
国・県関係	宮崎県日向保健所	衛生環境課長	宗安 正俊	○
宿泊・観光・衛生	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長代理	長友 宏哲	
	一般社団法人日向市観光協会	専務理事	山本 達雄	◎
	公益社団法人宮崎県栄養士会	理事	新名 巴枝	
	日向地区食品衛生協会	会長	黒木 廣伸	
	日向市食生活改善推進協議会	会長	御手洗 希世子	
市関係	日向市市民環境部 環境政策課	課長	渡部 憲二	
	日向市健康長寿部 健康増進課	課長	治田 健吾	○
	日向市経済戦略部 ふるさとプロモーション課	課長	佐藤 喜一郎	

【備考欄の◎は委員長、○は副委員長】

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会第2回総会における審議決定事項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会第2回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業報告
- 2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度収支決算
- 3 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和7年度事業計画
- 4 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和7年度収支予算

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和7年度事業計画

## 1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
  - ① 総務企画専門委員会
  - ② 競技式典専門委員会
  - ③ 宿泊衛生専門委員会
  - ④ 輸送交通専門委員会
- (4) 日向市庁内実施本部会議

## 2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画及び要項等の策定
  - ① 総務企画関係
    - 識別用品整備要項、遺失物・拾得物取扱要項、保険加入要項、  
リハ大会ボランティア業務計画、歓迎装飾・おもてなし実施要項　他
  - ② 競技式典関係
    - 競技運営実施計画、情報通信基本計画　他
  - ③ 宿泊衛生関係
    - 大会弁当調達要項、医療救護実施要領、リハ大会救護所設置計画、  
防疫対策実施要領項、食品衛生対策実施要領、  
環境衛生対策実施要領　他
  - ④ 輸送交通関係
    - 輸送交通業務実施要項、リハ大会輸送計画、  
消防防災・警備業務実施要項、リハ大会消防警備計画　他
- (2) 広報啓発活動
  - ① 広報啓発物品の作製及び配布
  - ② 各種大会及びイベントでのPR活動
- (3) 各種調査業務
  - ① 自衛隊協力要請意向調査
  - ② デモンストレーションスポーツ競技会会期調査
  - ③ 競技別リハーサル大会運営経費調査
  - ④ 競技会運営経費調査

- ⑤ 競技役員等編成調査
- ⑥ 競技補助員等編成調査 他

### 3 先催地の調査研究

- (1) わたSHIGA輝く国スポの視察調査
  - ① ビーチバレーボール [長浜市: 9/6~9]
  - ② ソフトボール [草津市 他: 9/29~10/1]
  - ③ バスケットボール [大津市 他: 10/3~7]
  - ④ 軟式野球 [守山市 他: 10/4~7]
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の視察調査
  - ① ビーチバレーボール [青森市: 9/14~15]
  - ② ソフトボール [弘前市: 9/20~22]
- (3) 開催競技事業概要説明会 [滋賀県各競技開催市町]

### 4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・県実行委員会との連絡調整
- ・県競技団体及び共催市町等との連絡調整 他

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
令和 7 年度收支予算

【収入】

(単位 : 円)

科 目	予算額	備 考
負担金	11,000,000	市負担金
諸収入	689	預金利息等
繰越金	691,311	令和 6 年度繰越金
合 計	11,692,000	

【支出】

(単位 : 円)

科 目	予算額	備 考
総務費	567,000	
会議費	234,000	総会開催経費、手数料等
事務局費	333,000	消耗品費、通信運搬費等
開催推進費	11,125,000	
広報啓発費	2,100,000	専用H P管理費、啓発グッズ制作費等
調査研究費	9,025,000	視察調査費、設計委託料等
合 計	11,692,000	

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合計画

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

## 1 基本方針

### （1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

### （2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

### （3）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

### （4）市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

### （5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思っていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

### （6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

#### (7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

#### (8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

#### (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

#### (10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

#### (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

#### (12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

### 2 年次計画

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

第81回全国障害者スポーツ大会

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県

組織

(1) 総務企画・財務

(2) 広報

(3) 市民運動

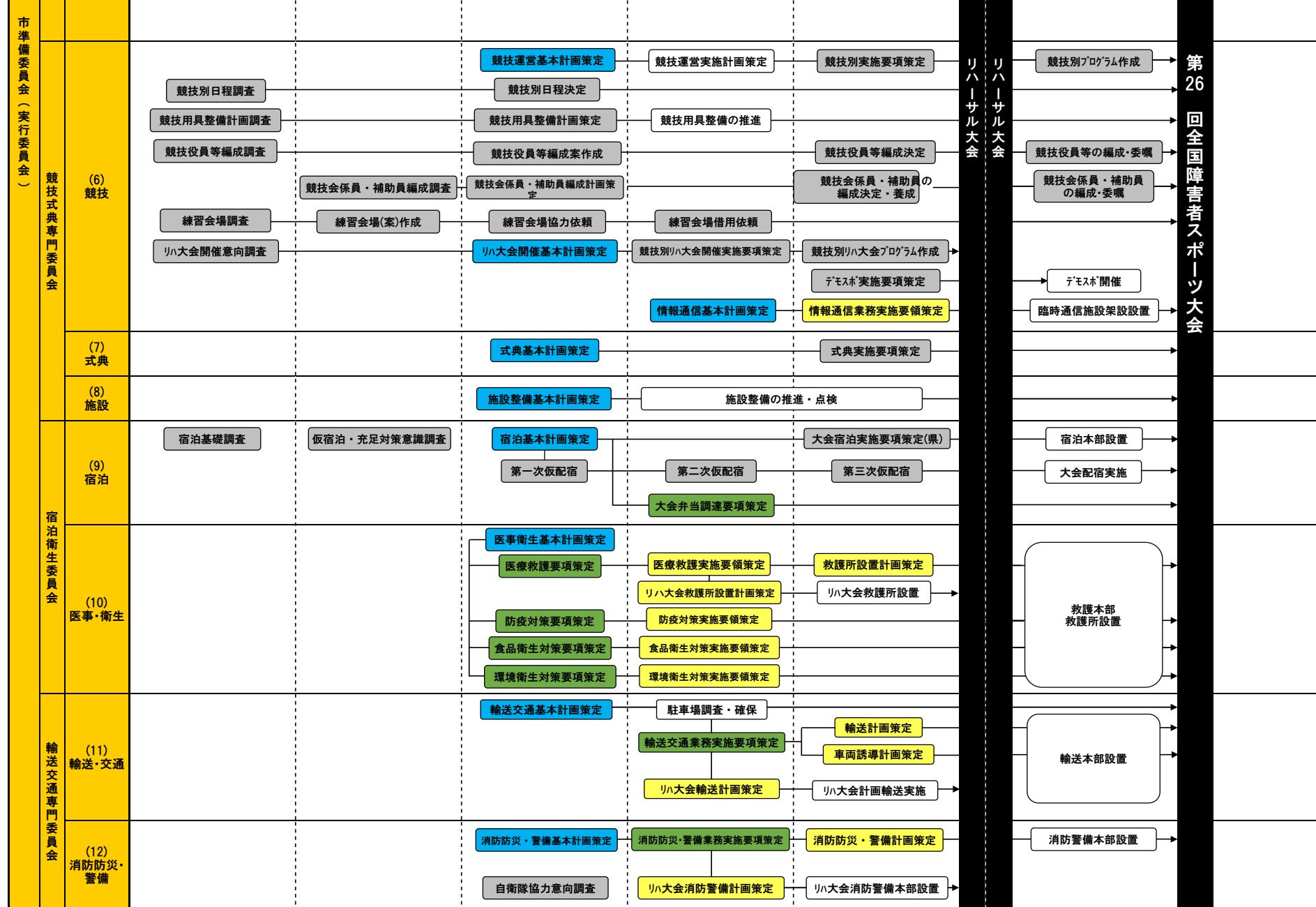
(4) 観光・おもてなし

実行委員会総会(解散)

事業概要説明会開催(後催県対象)

大会報告書配付

## 第26回全国障害者スポーツ大会



総合計画・基本計画

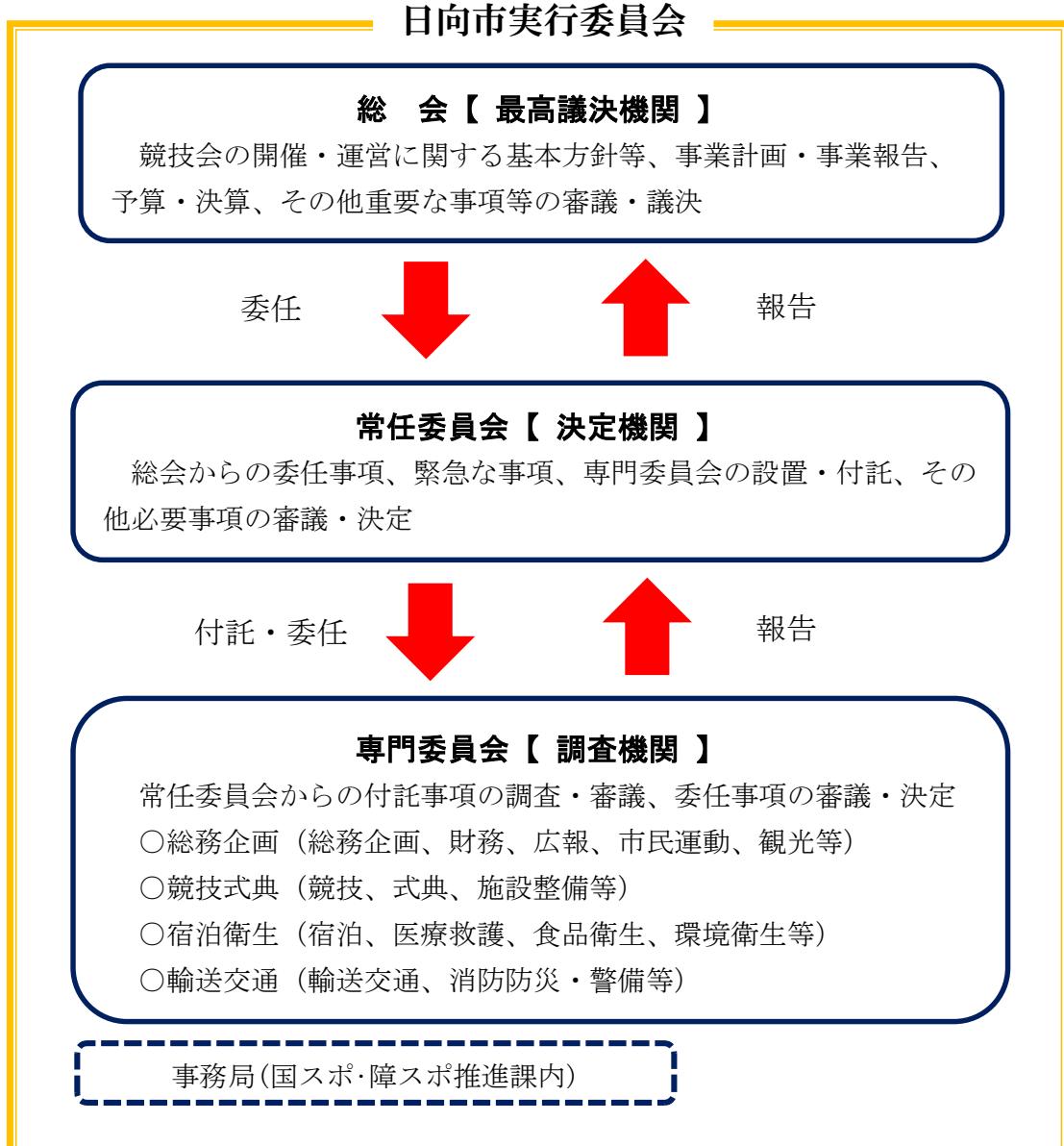
要項

要領・実施計画

県・競技団体との調整事項

その他

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の組織体制



## 〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

### (役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会长（以下「会長」という。）が委嘱する。

### (役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 記 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市宿泊基本計画

## 1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者等」という。)の宿泊について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

## 2 内容

### (1) 宿舎

- ① 大会参加者等の宿舎は、原則として市内の旅館等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

### (2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、観察員、報道員及びその他関係者の宿舎は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

### (3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

### (4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものを提供する。

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

## 日向市医事衛生基本計画

### 1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体(以下「関係団体等」という。)の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、医療救護体制及び防疫体制の確立を図る。

### 2 内容

#### (1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

#### (2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

#### (3) 食品衛生

大会参加者等に対する食の安全・安心を確保するため、関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、食中毒の発生予防に努める。

#### (4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎及び競技会場等の衛生対策、廃棄物の適正処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医療救護要項

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

## 3 救護所の設置

### （1）設置場所

救護所は、救護活動及び競技運営に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。

### （2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を配置する。

### （3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、A E D（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

## 4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

### （1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

### （2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

### （3）宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に

応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。なお、この場合には必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(4) 市実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

## 5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## 6 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

## 7 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策要項

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

## 3 防疫対策

### (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

### (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

## 4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市食品衛生対策要項

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

## 3 食品衛生対策

### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

### (2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

### (3) 健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

#### ① 対象者

- ア 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- イ 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- ウ 競技会場において食品を提供する売店の従事者
- エ その他市実行委員会が必要と認めた者

#### ② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

### (4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策要項

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

## 3 環境衛生対策

### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

### (2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

### (3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

### (4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

### (5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

### (6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

### (7) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

#### 4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。